

令和4年横審第4号

裁 決

モーターボートA同乗者負傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官熊谷貴樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年7月31日14時00分

館山湾北方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

総トン数 12トン

登録長 10.80メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 397キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操舵室及び船室、その上方にフライングブリッジを有する2機2軸のFRP製プレジャーモーターボートで、フライングブリッジには2つの座席が設置され、左側の座席の前方に操舵ハンドルが、その右方に機関遠隔操縦装置のレバー2本、その前方にGPSプロッターがそれぞれ装備され、a受審人が1人で乗り組み、知人6人を乗せ、周遊の目的で、船首0.1メートル船尾1.3メートルの喫水をもって、令和3年7月31日09時30分京浜港東京第3区所在のマリーナを発し、千葉県富浦漁港で海水浴を行ったのち、13時30分帰途に就いた。

a受審人は、船室に同乗者1人を、船首デッキに同乗者4人（以下「船首同乗者」という。）を座らせたまま、フライングブリッジにいる同乗者の操船で富浦漁港を出航し、13時35分頃同乗者と操船を交替して同人は右側の座席に腰掛け、自らは舵輪後方の左側の座席に腰掛けた姿勢で操船に当たり、徐々に増速し、13時56分少し過ぎ小浦港西防波堤灯台（以下「西防波堤灯台」という。）から237.5度（真方位、以下同じ。）2.59海里の地点で、針路を000度に定め、20.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵によって進行した。

a受審人は、定針したとき、波浪や操船により船首が上下動すると、船首同乗者がバランスを崩して転倒するおそれがあったが、同同乗者が楽しそうにしていたので、もう少し船首デッキにいても特段問題ないと思い、船首同乗者を船室に移動させるなど、同同乗者に対する安全確保の措置を十分にとらなかった。

a受審人は、14時00分僅か前西防波堤灯台から266度2.17

海里の地点に達したとき、他船の航走波を認めた右側の座席の同乗者から速力を落とせと言われ、機関の操縦レバー2本を強く引いて急激な減速操作をしたところ、14時00分西防波堤灯台から267度2.17海里の地点において、Aは、原針路のまま、浮上していた船首が急激に降下して急減速し、3.5ノットの速力となったとき、船首同乗者がバランスを崩して転倒した。

当時、天候は晴れで風力3の東南東風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

その結果、船首の同乗者4人が右肋骨骨折等を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件同乗者負傷は、館山湾北方沖合において、マリーナに向けて帰航する際、船首同乗者に対する安全確保の措置が不十分で、減速したとき、浮上していた船首が急激に降下して急減速し、船首同乗者が転倒したことによって発生したものである。

a 受審人は、館山湾北方沖合において、マリーナに向けて帰航する場合、波浪や操船により船首が上下動するのだから、船首同乗者が転倒することのないよう、同乗者を船室に移動させるなど、船首同乗者に対する安全確保の措置を十分にとるべき注意義務があった。ところが、同受審人は、船首同乗者が楽しそうにしていたので、もう少し船首デッキにいても特段問題ないと思い、同乗者に対する安全確保の措置を十分にとらなかった職務上の過失により、減速したとき、浮上していた船首が急激に降下して急減速し、船首同乗者を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用し、同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年9月6日

横浜地方海難審判所

審判官 岩 崎 欣 吾